

建設業者の皆様へ

請負代金内訳書における法定福利費の明示による 法定福利費の適切な支払いのための取組について

公平で健全な競争環境を構築し、建設業の担い手を育成・確保するためには、社会保険等に参加するための原資となる法定福利費が適切に支払われることが重要です。

山形市では平成31年4月より法定福利費を明示した請負代金内訳書（[記入例](#)参照）の提出を求めています。この度、国からの要請等を踏まえ、これまでの取組に加え請負代金内訳書に明示された法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認することとしましたのでお知らせします。

山形市建設工事請負契約約款

（工程表及び請負代金内訳書）

第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づき工程表（別記様式第1号）及び請負代金内訳書（別記様式第2号。次項において「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

（1）法定福利費の計算方法

①労務費を算出し、法定福利費を求めるケース

- ・入札書や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合
⇒当該労務費を使用
- ・入札書や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合
⇒過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じることで、法定福利費を算出
- ・労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出
法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率

②労務費の算出が困難なケース

- ・過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出
法定福利費 = 工事費 × 工事費当たりの平均的な法定福利費の割合

③下請業者から提出された見積書等を活用するケース

- ・下請業者から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用（明示された法定福利費の額を合算）

法定福利費 = (下請Aの法定福利費) + (下請Bの法定福利費) + . . .

(2) 留意事項

①内訳明示する法定福利費について

【内訳明示の対象】

- ・健康保険の保険料は介護保険料、厚生年金保険の保険料は子ども・子育て拠出金と一体で徴収されることから、内訳明示する法定福利費には、これらの事業主負担分も含まれる。
- ・内訳明示を求められている法定福利費以外の費用(例:社会保険料の個人負担分)を除くことが困難な場合は、当該費用が含まれることを明記する。

【内訳明示の方法】

- ・法定福利費の算出方法によっては、必ずしも個々の社会保険の法定福利費を算出できるとは限らないため、社会保険の種類毎に明示せず、まとめて明示することも差し支えない。
- ・工事費目(直接工事費、現場管理費等)毎に法定福利費を内訳明示するのではなく、請負代金総額に対して内訳明示することで差し支えない。

②法定福利費の算出について

- ・受注者は、下請業者に工事を発注する予定がある場合には、《法定福利費の計算方法》中の「労務費総額」又は「工事費」に下請業者の負担分を含めた上で算出することに留意する。
- ・受注段階で下請業者が確定しておらず、下請業者が社会保険等の適用対象か、適用除外(法定福利費無し)か不明である場合には、全ての下請業者が社会保険等に加入しているという前提で算出した法定福利費を明示する。

※詳細な法定福利費の算出方法等については国土交通省ホームページを参照ください。

- ・建設業における社会保険加入対策について

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

- ・法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)

<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

(3) 発注者による法定福利費の確認等

①発注者による法定福利費概算額の算定及び公表

国土交通省及び農林水産省の取扱いを準用し、予定価格の積算から合理的に推計される法定福利費の概算額^{※1}(以下「予定価格に占める法定福利費概算額」という。)を算定する。算定した予定価格に占める法定福利費概算額は、まちづくり政策部住宅政策課窓口において予定価格の積算内訳に追記し公表するとともに、電子入札案件にあっては入札情報公開システムの入札・見積結果情報閲覧において公表する。

※1 各工種の工事価格に占める法定福利費の平均割合を乗じて計算した概算額等(別紙参照)

②受注者により明示された法定福利費額との比較による確認

予定価格に占める法定福利費概算額と、受注者から提出された請負代金内訳書に記載された法定福利費を比較して、法定福利費に相当する額が適切に計上されているか確認する。

確認の結果、受注者により明示された法定福利費額が予定価格に占める法定福利費概算額の2分の1を下回るときは、法定福利費、さらにその根拠となる労務費が所要額を大きく下回るおそれがあるため、受注者に対し法定福利費の算出根拠の確認を求め、誤記等があれば訂正を求める。

③確認を経てもなお、一定以上の乖離がある場合の対応

受注者による算出根拠の確認を経てもなお受注者により明示された法定福利費額が②に示す基準を下回るときは、発注者から建設業許可部局に対し法定福利費概算額が乖離している事案として通知する。

【問い合わせ先】

まちづくり政策部管理住宅課（住宅政策課）
工事契約係 内線462・463

